

椎の木

SHII-NO-KI

創立60周年
公益社団法人1周年

第2回通常総会



目黒の歳時記 【阿波踊り 目黒法人会連】

昭和 39 年ごろ、当時の目黒銀座商店街・篠原理事長をはじめ数人の役員が高円寺の阿波おどりを見学に行き、その素晴らしさに感激し是非我が商店街でもやってみようと思い、高円寺の役員の協力を得て昭和 41 年の 8 月、目黒銀座商店街で念願の記念すべき第一回阿波おどり大会を繰り広げました。

鳴り物入りで始めた阿波おどりも 8 年間続いた所でいろいろな事情により残念ながら 16 年間もの長い間中止となりましたが、再び平成 2 年に復活し、踊りのグループである「連」は参加数が 20 にもなります。

目黒法人会では第 3 支部が中心となり平成 16 年より「目黒法人会連」を編成し、踊りと鳴り物を含め 80 名もの方々が参加しています。外国の方も多く、本番に備えて行ってきた練習の成果を披露しています。今年は 8 月 4 日(土)午後 6 時 30 分から開催されます。

Contents

目黒の歳時記	1
平成 24 年度目黒法人会通常総会	2
税制改正	4
都税事務所だより	6
区役所だより	7
知ってトクする、話のネタに(19)	8

環境対策シリーズ(18)	9
中目黒という地域	10
東京法務局目黒センター開設の案内	11
目黒法人会イベント情報	12
これからの予定／編集子／編集後記	14

目黒法人会は、目黒税務署管内の企業及び目黒法人会の事業に賛助する方々が会員となり、“税”を中心に地域企業の健全な発展、地域社会への貢献を目的として活動しています。

第2回通常総会・創立60周年 公益社団法人1周年記念式典が 盛大に開催されました



公益社団法人目黒法人会第2回通常総会が6月12日(火)に目黒雅叙園において、唯木目黒税務署長、金山目黒都税務所長、青木目黒区長ほか、ご来賓多数ご臨席のもと開催されました。

議事審議に入り、平成23年度事業・収支決算報告の件は原案通り可決承

認され、平成24年度事業計画書・予算書について報告し、会員の皆様ご理解と協力を求めました。

続いて、会長感謝状贈呈が行われ、会員勧奨に功績があった、第10支部 印南 勝殿、第11支部 後藤 栄太殿、第12支部 藤井 圭一殿並びに大同生命保険株式会社渋谷支社 小林 貞子

殿、三角知恵殿、山崎雅恵殿、A I U保険会社東京第一 I S オフィス殿が表彰されました。

総会終了後、創立60周年・公益社団法人1周年記念式典が開催され、「60年前の6月12日に、会員数639社で発足し、本日は誕生日にあたる還暦の記念式典であります。昭和51年1月に社団法人の認可、その後、役員諸氏の献身的なご協力により、事業の充実、組織の拡大強化が図られ、平成23年4月1日には公益社団法人の認定を受け、今日の目黒法人会に発展いたしました。これも偏に、歴代役員並びに会員の皆様のなみなみならぬご尽力と、目黒税務署、目黒都税務所、目黒区並びにご来賓各位の温かいご支援ご協力の賜と、衷心より深く感謝の意を表する次第です。

この意義深い記念式典を契機に心を新たにし、公益社団法人として、何が出来たのかを考え、組織の強化と充実を図り、税務行政の円滑なる運営に寄与するとともに、会員企業のために、税制改正の要望をはじめとして、各種の事業活動を数多く実施するほか、支部、部会の事業活動にも積極的に取り組み、地域会員との親睦を深め、また、福利厚生事業にも力を入れていきます。」と、大鷲会長の式辞からはじまり、続いて、法人会活動、公益社団法人認定取得など、会の運営に多大の貢献をいただきました。目黒税務署、目黒都税

事務所、目黒区、目黒信用金庫の4団体並びに目黒法人会役員130名の方々に、そのご功績に感謝の意を表するため、会長より感謝状を贈呈されました

ご来賓を代表し、唯木目黒税務署長、金山目黒都税務所長並びに青木目黒区長から御祝辞をいただき、長年の国税、地方税等税務行政並びに納税者サービス向上への理解と協力への御礼と法人会の発展をご祈念いただきました。

通常総会・創立60周年・公益社団法人1周年記念式典終了後、祝賀会が開催され、ご来賓を代表して、第20代目黒税務署長、元大蔵事務次官、(株)日本総合研究所理事長の薄井 信明氏並びに東京税理士会目黒支部長の浅井 和夫氏からご祝辞をいただきました。歴代署長をはじめ多くの来賓、会員で会場が埋め尽くされ、ご来賓と会員、会員相互の情報交換・交流が活発に行われ、和気藹々の有意義な祝賀会となりました。



第20代目黒税務署長薄井信明氏の祝辞

平成24年度 事業計画

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

I. 平成24年度活動理念

公益社団法人目黒法人会は、「法人会の基本的指針」に則り、納税意識の向上、会員企業の研鑽、地域社会への公益貢献を図り、公益法人としての使命を達成するため、一体となつて組織的な事業活動を展開する。

また、法人会の目的・使命を達成するため、事業活動においては、原点である「税」に関する活動の充実を図るとともに、法人会活動の更なる活性化のために、会員確保及び会財政の健全化への対応に一層力を注ぎ、地域の発展と活気溢れ信頼される法人会の確立をめざすために、以下の基本方針に基づき諸施策に取り組む。

II. 基本方針

1. 納税意識の向上と税知識の普及に資するための施策の推進

公益法人とし、広く一般にも目を向けながら、納税意識の向上と税知識の普及に資するための施策を講じる。このため、税制関連の研修・講話等の充実を図るとともに、有益な資料を作成する等により会員及び一般に対する適切な広報を実施する。

また、将来を担う小中学校の生徒に対する租税教育の充実に努めるほ

か、「税を考える週間」への協賛行事を積極的に実施するとともに、税務当局との連絡協調を保ち、あらゆる機会を通じて納税者と税務当局の間の相互信頼・理解の醸成に努め、また、広く税務知識の普及を通じて納税道義の高揚を図り、公正な税制と円滑な税務行政の執行に寄与する。さらに、eTax、eLTAX普及のために、税務当局及び税務関連団体等とも連携しながら、電子申告の意義の重要性を訴え、役員企業100%、会員企業50%以上を目標に、会員のより一層の利用率向上に努める。

2. 税制に関する調査研究と要望活動の推進

健全な納税者団体として、中小企業の租税負担の軽減と合理・簡素化及び適正な税制確立のため、会員の要望意見を徴するとともに、税制等の調査・研究を行い、会員に周知するとともに、税制（使途問題を含む）に関する会員の意見を集約し、その意見が税制に反映されるよう、関係機関に対し要望活動を展開する。意見の集約にあたっては、国税とともに地方税に関する要望等についても会員のニーズの把握に努める。

3. 研修の充実と経営支援活動の推進

法人会の根幹事業である税法・税務関係研修・セミナーを始め、企業経営の健全化並びにその向上発展に資するために、多岐に亘る研修・セミナーの開催強化を積極的に努める。その際、他会連携による広域的開催など、実施方法等に配慮するとともに、体系的・連続的なメニューを構築するなど、研修内容の充実を図る。

なお、会員企業に加えて一般にも対象を広げ、一層公益性を高めるとともに、参加人員の増加に努める。また、企業を取り巻く経営環境を踏まえ、かつ会員企業及び一般企業の実態に即した各種の経営支援事業を推進する。

4. 広報活動の推進

法人会の地名度向上、会員への会活動の周知、会員勧奨のための広報活動を充実させるとともに、公益法人として、広く一般に対しての税の啓発活動、経営支援活動、社会貢献活動等の推進に努める。

ホームページや広報誌等の充実を図るとともに、マスコミにアピールするためのパブリシティ活動を実施する。特に公益的な事業についてはプレスリリースを含め広報活動を積極的に行う。

5. 社会貢献活動の推進

法人会は公益法人として社会からの信頼を得て、地域に密着した活動

を展開することが求められ、民間活力による社会への貢献が重要な課題になることから、組織力を十分に活かし、積極的かつ継続的に社会貢献活動を実施する。

また、地球温暖化対策や節電対策など環境分野の問題について、関連機関と協力して取り組むとともに、地域教育機関等との連携のもと租税教育を積極的に推進する。

6. 関係外部機関との連絡協調

東京国税局、目黒税務署をはじめとした税務関係諸官庁および東京税理士会目黒支部をはじめとした税務関係諸団体との連絡協調は、税に関する事業を基本とする法人会にとつて欠かすことのできない重要なテーマであり、より一層密にするよう努める。

また、地域社会貢献活動の実施にあたっては、地方公共団体および地域関係諸団体との協調に配慮する。

7. 法人会体制の整備

時代に合った組織運営体制が常に望まれるところであり、特に公益法人として適切に対応することに配慮しつつ、諸規程・管理体制等所要の整備を行うとともに、東京法人会連合会および他会との連携強化に努める。

また、ITを活用した新たな会員サービス事業の拡充、効率的な事務運営のためのシステム整備を図るとともに、個人情報管理の徹底を図る。

平成 23 年度 税制改正

平成 23 年 12 月 2 日公布

1 法人税率の改正・復興特別法人税

平成 23 年度税制改正の修正法が平成 23 年 12 月 2 日に公布・施行されたことから、平成 24 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から法人税率が 4.5%（中小法人に対する軽減税率は 3%）引き下げられることになりました。

なお、指定期間（平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間）内に最初に開始する事業年度から 3 年間については、東日本大震災からの復興財源として復興特別法人税が課税されます。復興特別法人税の税額は課税標準となるその事業年度の法人税額の 10%相当額とされます。

《法人税率の改正前後の比較》

	改正前		改正後	
	年 800 万円 以下の所得	年 800 万円 超の所得	年 800 万円 以下の所得	年 800 万円 超の所得
中小法人以外	30%	30%	25.5% (28.05%)	25.5% (28.05%)
中小法人	18%	30%	15% (16.5%)	25.5% (28.05%)

※中小法人とは、資本金又は出資金額が 1 億円以下の法人をいいます。また、上記表中の（ ）書きは復興特別法人税を加算した税率になります。

2 復興特別所得税

平成 25 年分から平成 49 年分までの所得税に東日本大震災からの復興財源として復興特別所得税が課税されます。復興特別所得税の税額はその年の源泉分離課税や申告分離課税を含むすべての所得税額の 2.1% 相当額とされます。

3 個人住民税の税率の特例

個人住民税均等割について、地方公共団体が実施する防災施策費用の財源として平成 26 年度から平成 35 年度までの道府県民税・市町村民税がそれぞれ 500 円ずつ引き上げられます。この結果、標準税率（税額）は 5,000 円（改正前：4,000 円）になります。

平成 24 年度 税制改正

平成 24 年 3 月 31 日公布

1 研究開発税制の延長

試験研究費の増加額に係る税額控除（増加型）又は平均売上金額の 10%を超える試験研究費に係る税額控除（高水準型）を選択適用できる措置の適用期限が平成 26 年 3 月 31 日まで 2 年延長されます。

2 環境関連投資促進税制の拡充

エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却制度の対象となる太陽光発電設備及び風力発電設備について、一定規模以上のものに限定した上で、平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間に取得等をして 1 年以内に事業供用した場合には、初年度即時償却ができることとされます。

	現 行	改正案
取得・事業供用時期	平成 23 年 6 月 30 日～平成 26 年 3 月 31 日	平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日
特別償却限度額	取得価額× 30%	取得価額－普通償却限度額

（注）中小企業者等については、取得価額の 7%相当額の税額控除との選択適用が可能です。

——適用時期——

平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間に取得し、事業供用したエネルギー環境負荷低減推進設備等について適用されます。

3 中小企業投資促進税制の拡充・延長

中小企業者等が特定機械装置等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度について、対象資産の範囲の見直しを行うとともに、その適用期限が平成 26 年 3 月 31 日まで 2 年延長されます。

《対象資産の範囲》

特定機械装置等	現 行	改正案
機械・装置	1 台 160 万円以上	同左
器具・備品	電子計算機、デジタル複合機 (複数台合計で 120 万円以上)	電子計算機、デジタル複合機 (複数台合計で 120 万円以上) ★デジタル複合機の範囲の見直し ★試験機器等を範囲に追加
ソフトウェア 貨物自動車 内航船舶	複数基合計で 70 万円以上 車両総重量 3.5t 以上 取得価額× 75%	同左 同左 同左

——適用時期——

平成 24 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に取得等をし、事業供用した特定機械装置等について適用されます。

4 交際費等の課税の特例の延長

交際費等の損金不算入制度について、適用期限が平成 26 年 3 月 31 日まで 2 年延長されます。また、中小法人（資本金 1 億円以下の法人）に係る損金算入の特例の適用期限が平成 26 年 3 月 31 日まで 2 年延長されます。

5 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例の延長

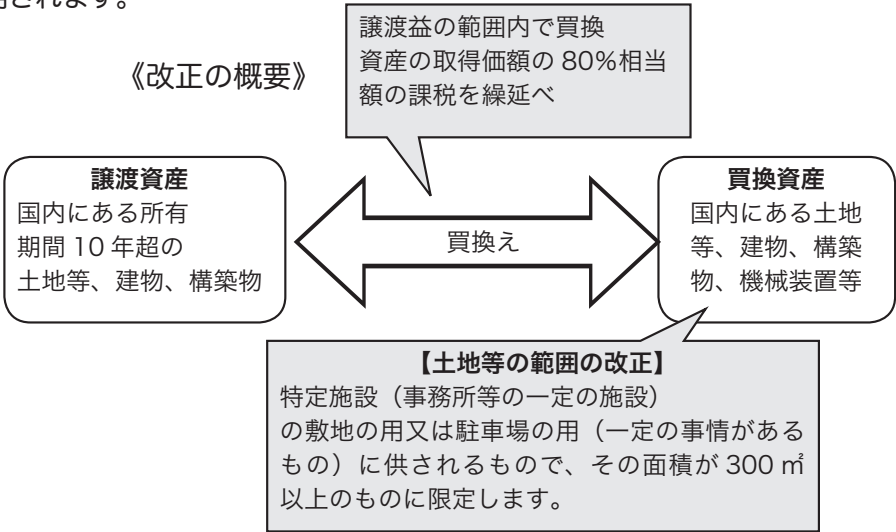
中小企業者等が 30 万円未満の少額減価償却資産を取得した場合の即時償却（合計額 300 万円が限度）の適用期限が平成 26 年 3 月 31 日まで 2 年延長されます。

6 特定の資産の買換えの場合の課税の特例の延長・見直し

特定の資産の買換えの場合等の課税の特例における長期所有の土地、建物等から国内にある土地、建物、機械装置等への買換えについて、一定の買換資産の適用範囲の見直しを行った上、その適用期限が平成 26 年 12 月 31 日まで 3 年延長されます。

——適用時期——

平成 24 年 1 月 1 日以後に譲渡資産の譲渡をして、同日以後に買換資産の取得をする場合のその買換資産について適用されます。



7 使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例の延長

使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例の適用期限が平成 26 年 3 月 31 日まで 2 年延長されます。

東京都主税局ホームページ <http://www.tax.metro.tokyo.jp/>

都税事務所だより

LED照明器具が対象設備に追加されます

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の推進の一環として行う省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備の取得を税制面から支援するため、法人事業税・個人事業税を減免しています。

平成24年7月1日に、中小企業者向け省エネ促進税制の対象設備（導入推奨機器）としてLED照明器具の指定が開始されます。LED照明器具は、**平成24年7月1日以後取得し、減免申請期限までに指定を受けたものが対象となります。**

なお、LEDのランプ交換は対象となりません。

※指定を受けた導入推奨機器は、環境局のホームページで公表します。

【法人事業税の減免制度の概要】

対象者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者* *資本金1億円以下の法人等
対象設備	次の要件を満たすもの ①温室効果ガス総量削減義務対象外の事業所において取得されたもの ②省エネルギー設備*及び再生可能エネルギー設備**（減価償却資産）で、環境局が導入推奨機器として指定したもの *空調設備、照明設備、小型ボイラー設備 **太陽光発電システム、太陽熱利用システム
減免額	設備の取得価額（上限2,000万円）の2分の1を、取得事業年度の事業税額から減免 ただし、当期事業税額の2分の1を限度 ※減免しきれなかった額は、翌事業年度等の事業税額から減免可
対象期間	平成22年3月31日から平成27年3月30日までの間に終了する各事業年度に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用
減免手続	減免を受けるためには、事業税の申告納付期限（申告期限の延長承認を受けている場合は、延長後の申告期限）までに、減免申請書及び必要書類を提出してください。申請期限を過ぎますと減免を受けることができませんのでご注意ください。

※ 個人事業税にも同様の減免制度がありますが、対象期間等が異なります。個人事業税は、前年の所得に対して翌年度に課税されますので、平成24年中に対象設備を設置した場合、平成25年度の課税分から減免の対象となります。

◆詳しくは主税局ホームページ内「＜東京版＞環境減税について」をご覧ください

主税局 環境減税

検索

詳しい案内やQ & Aも掲載しています。

申請の際には環境局ホームページで導入推奨機器などの最新情報をご確認の上、必要書類を添付して申請してください。

【お問い合わせ先】

●中小企業者向け省エネ促進税制に関すること

- ・主税局課税部法人課税指導課（法人事業税係） 03-5388-2963
- ・主税局課税部課税指導課（個人事業税係） 03-5388-2969

●地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器に関すること

「地球温暖化対策報告書制度ヘルプデスク」「導入推奨機器申請窓口」 03-5388-3408

eLTAX（エルタックス）で電子納税！！とても便利です

法人事業税・都民税、地方法人特別税及び事業所税は、電子申告、電子申請・届出に加え、電子納税のサービスもご利用できます。

詳しくはeLTAX ホームページ <http://www.eltax.jp/> またはヘルプデスク（☎0570-081459）へお問い合わせください。



目黒区は内閣府／仕事と生活の調和推進室が推進している国民運動「カエル・ジャパン・キャンペーン」に参加しています。
http://www.8.cao.go.jp/wlb/



目黒区は、仕事と子育て・介護の両立支援や男女がともに働きやすい職場づくりなど、ワーク・ライフ・バランスを推進している区内の事業者を表彰し、広報誌や目黒区ホームページなどでその取組を広く紹介します。また、**推進事業者に選定されると、目黒区ホームページに一定期間バナー広告を無料で掲載できます。**ぜひご応募ください！

■応募対象
目黒区内に事業所を置き、常時雇用する従業員の数が概ね300人以下の企業その他の団体

■応募方法
郵送又は持参

*所定の応募用紙（区ホームページからダウンロードできます。）に記入してください。

区役所だより

ワーク・ライフ・バランス 推進事業者を募集しています！

問：人権政策課 男女平等政策係 Tel (5722) 9214

*応募書類等は返却しません。あらかじめご了承ください。

■募集期間

6月1日(金)～7月31日(火)

■スケジュール

審査 8～9月

決定 9月
(書類審査・ヒアリング)

表彰 10月

(目黒区中小企業合同顕彰式)

■表彰の対象となる取組

仕事と子育て・介護の両立支援

○子育て・介護のための特別休暇制度がある

○子育て・介護に関する費用の援助制度がある

○育児休業中の従業員が職場復帰するための支援をしているなど

男女がともに働きやすい職場づくり

○長時間労働を少なくするための工夫や意識啓発をしている

○勤務時間や勤務形態の多様化・弾力化を進めている

○セクシユアル・ハラスメント防止やメンタルヘルス対策をしているなど

ワーク・ライフ・バランスに関する独自の取組

○ワーク・ライフ・バランス推進のための体制を整備している

○地域活動に参加する従業員を支援しているなど

詳しくは目黒区ホームページをご覧ください。

融資名（略称）	貸付限度額	期 間	本人負担利率
小口零細企業 資金融資 （小口） 【経営支援適用】	1 企業 1,250 万円 （信用保証協会の保証付融資の残高を合わせて1,250万円まで）	運転資金 5年以内 設備資金 7年以内 （据置1年可）	・当初3年 無利子 ・4年目以降 0.1%以内
経営安定資金 特別融資 （経安）	1 企業 500 万円	運転資金 5年以内 （据置1年可）	

- ・上記には別途対象要件があります。
- ・上記以外にも各種融資をご用意しています。
- ・融資制度の内容については、年度途中で変更する場合があります。
- ・詳細についてはお問い合わせ下さい。

ご利用ください 中小企業向け制度融資

問：産業経済課 経済・融資係 Tel (5722) 9879

区内中小企業の皆さんが、事業経営の安定や設備の近代化を図る際に必要な事業資金融資を低利で受けられるように、取扱金融機関に対して区が融資のあっせんを行っています。

上記以外にも各種融資をご用意しています。また、一部の制度融資については昨年度から内容を変更しております。

詳細については、

商工相談所

Tel 5722-9880

月～金曜日

10時～12時、

13時～16時

予約制

まで、お気軽にお問い合わせください。なお、ご相談時には、決算書（または確定申告書）3期分と印鑑（代表印）をお持ちください。

詳しくは、目黒区ホームページで「融資」と検索してご覧ください。

目黒区役所ホームページ <http://www.city.meguro.tokyo.jp/>

目黒区内中学生の作品 — 納税で暮らしのパズル 組み立てる —

知ってトクする、話のネタに (19)

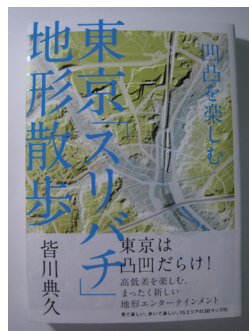
今どき巷で流行るモノ



目黒たまこ
(祐天寺)

東京スリバチ学会

武蔵野台地上にある、東京都心部は坂の多い地域です。なだらかな台地を多くの河川が削り、それが谷となって刻まれているからで、その谷をスリバチと呼び、フィールドワークを続けている東京スリバチ学会が話題になっています。この2月には会長の皆川典久さんが出版した「東京『スリバチ』散歩」(洋泉社)は売られる書店が相次ぐほどに売れているとか。月に一度行われているフィールドワークには海外からの参加者もあり、東京の凹凸に満ちた地形を歩いて楽しんでいます。私たちの住む目黒区も当然、そうした凹凸の多い土地で、同書の中では碑文谷が紹介されています。地域としては目黒川に注いでいた六畝川、羅漢寺川(いづれも現在は※暗渠)が作った谷や林試



3Dの地図も多く、実際に歩いてみたくなる1冊

の森公園の谷、桐ヶ谷の谷、そして立会川の刻んだ谷などが登場、いつも何気なく通っている風景に自然と歴史の力を感じさせてくれます。テレビでもNHKの「ブラタモリ」が人気になっているように、このところ、地形、歴史に着目した街歩き自体がブーム。その観点で考えると、歴史、高低差のある地形に満ちた目黒は散歩にはうってつけの場所と言えるかもしれませんね。

※埋設したり、蓋をした水路のこと

ネタ消費

ツイッター、フェイスブックなどのソーシャルメディアを利用する人が増えています。それに連れて増えているのが、ネタ消費と呼ばれる、自分の書き込みをアピールするための消費です。具体的には話題になることを狙って面白グッズや珍商品を購入したり、各種体験教室に参加してみたりなど。話題になりだしたのは、昨年11月にあるコンビニエンスストアが青色の肉まんを発売して以降。ご存じのように青は食品としては非常に珍しい色で、従来であれ

ば売れるとは思えません。ところが、写真に撮ってネタにするために購入する人が続出。そのおかげで100万個も売れたのだとか。社会の変化に応じて消費傾向も変わるといいうわけです。

広域連合

地方公共団体には普通地方公共団体(都道府県、市町村)の他に特別区(東京23区)や一部事務組合、広域連合などの特別地方公共団体があります。そのうち、広域連合とは複数の普通地方公共団体や特別区が、行政サービスの一部を共同で行うことを目的として設置する組織を指します。この組織が今、注目されているのは、1995年の地方自治法改正以来初めて都道府県レベルの広域連合が関西で発足、地方分権の受け皿となるか、期待が寄せられているためです。

関西広域連合は滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県の7府県で2000年に発足、今年4月に大阪府、堺市、8月に京都市、神戸市が加盟する予定となっています。



京都が観光というように、各府県が得意なジャンルを担当するのが広域連合の意図

す。加盟した自治体内では京都府が観光、文化振興、兵庫県が防災、滋賀県が環境保全などといったように、役割を分けて担当する仕組みになっています。

ただ、関西と言いつつも、奈良県が加盟していないなど課題もあり、今後の進展が気になるところです。

渋谷大改造

渋谷駅前の大規模商業施設のオープンには記憶に新しいところですが、渋谷の変化はこれに止まりません。今後十数年間に渋谷駅周辺では5棟の超高層ビルの建設が予定されており、そのうち最高層のビルは250mにも及ぶ計画だとか。これに合わせて都有地の再開発計画や駅前広場やバス・タクシー乗り場、各路線の乗換えの利便性向上なども図られることとなっており、今の渋谷駅が見られるのも、後わずかもかもしれません。目黒区民にも利用者の多い駅だけに、便利で安全、使いやすくなる改造なら大歓迎。楽しみに見守りましょう。

「地球の環境問題を考える」

新日本度量衡器(株)

代表取締役 八木 佑 幸

◎地球上に現れた人類の環境破壊の現実

地球はおよそ46億年前に生まれ、CO₂ガスの充滿した灼熱の時代から、次に全球凍結の時期を過ぎて、その後酸素の存在で生命が発生する。そして気候が安定した遙か後に、進化発達した人類の文明が出現上がったとされる。

人間は農作物の生産からわずか5千年位の間に、産業革命後の科学技術の発達により、地球の至る所へ進出し生活できる様になる。世界の人



「地球環境シンポジウム」
パネルディスカッションの様様

口は、25年後には90億人を突破すると予想され、人口の増加は、どんな動植物の生存地域を奪っていく。これまで人間の活動は、自然環境破壊を拡げて、多くの種の絶滅を進行させる程、地球環境に悪影響を与えてきた。

◎大量ゴミの発生源と宇宙空間!!

環境破壊は、自然災害の地震・津波・台風・噴火等により、人為的災害は、戦争・大規模森林伐採・工業製品化されて不要になった産業廃棄物が陸上・河岸・海洋・空中に投棄された時から発生し、高度成長時代の公害問題や東日本大震災で陸上と海洋に出た大量の瓦礫の処理と放射能汚染問題が今後に残る。

地上より400km上空には日本のほか15か国の国際協力基に技術を結集した国際宇宙ステーション(ISS)が飛行している。2011年7月に完成して、人類が他の惑星へ居住空間を求め、長期滞在を通してどのような宇宙環境にも順応できるさまざまな研究や実験を行う巨大な施設が地球を一周90分・秒速7.7kmで

回っている。ところが、この地球を周回する軌道には、各国の打ち上げた人工衛星の運用を終えた部品や破片や小さな宇宙ゴミ数十万個が同じ速さで飛び回っている為、人工衛星や大型宇宙船の破壊を避ける為には、今後宇宙ゴミの発生を制限する条約「宇宙活動の国際行動規範」の策定が急がれている。この大空間のゴミ処理には、莫大な費用と時間が今後発生すると思われる。

◎地球温暖化による弊害とは!!

地球温暖化の原因は石油・石炭・天然ガス等の大量消費や森林の焼畑農業化や大規模伐採によりCO₂の大量発生と酸素源の消滅、大気と海水の温度を上昇させ、珊瑚の白化死現象で海中の二酸化炭素の吸収作用と酸素の製造源を消失させている。



日本では農産物の米や果実が、漁業では漁獲・魚種が南から北へ移動の影響を受けている。昨今、海外では北極海の氷やヒマラヤの水河の減少、ツバル島やイタリア各地の海面上昇による浸水現象・さらに異常気象による暑夏・早魃・砂漠化・集中豪雨・竜巻等による甚大な被害が最近数多く報道されている。

◎地球環境を守る取組みの決定!!

1982年のウィーン条約で酸性雨・海洋汚染・フロン問題から始ま

り、リオの国連主催180か国の地球サミット・COP3地球温暖化防止会議で温室効果ガスの6%削減が決まった。

日本では2008年2月京都議定書発効後、2010年3月に地球温暖化防止法が閣議成立し、国から各都道府県に対し温室効果ガスの削減目標を指示し、東京都は都庁舎に同防止活動センターを置いて、各区の個人・事業所・学校等効果の見込まれる団体に対して、身近な温暖化対策として2年前から「地球温暖化対策報告書」の提出を求め、目黒法人会でも実施の協力を各社に依頼している。平成24年5月10日、目黒パーシモンホールで開催された「地球環境シンポジウム」において、参加者にその意義・書き方等が説明された。

◎今後の温暖化防止策と実施案!!

昨年の原発事故で原子力発電の再稼働できない状態の中、火力発電に依存しなければ電力確保出来ない現状で、国際会議の取り組みも25年後の先送り提案では自然環境は破壊されてしまう。2100年までのこのまま温暖化が進むと、スーパーコンピュータ予測は6℃の気温上昇と出ている。

人類と共生する生態系への影響を守る為にも国連の叡智を集めた国際条約の基に、全人類の協力策が一刻も早く求められている。

中目黒という地域

第3支部 支部長

(株)楠木本店 (上目黒)

代表取締役 楠木 敏 嗣



17万1101人、皆さん、この数字が何であるかご想像できますでしょうか。実は、これは、春の中目黒のメイン・イベント「中目黒桜まつり」が開催された今年4月8日(日)の中目黒駅での乗降客数です。昨年は、東日本大震災の為に中止になった経緯があるため、これを一昨年の同イベントの日(4月4日)の乗降客数12万4407人と比較してみますと、大雑把に言って、約5万人、40パーセントも増大しています。

目黒川の桜は、今や上野公園、千鳥ヶ淵と並び称されるようになりましたが、これには長い歴史があります。今の桜は実は三代目と言われています。初代は戦争で消失し、戦後植えられた二代目も昭和32年頃の水害で被害を受けたとのこと。30年ほど前までは目黒川は雨でよく氾濫しました。昭和50年代半ば、私は会社勤務で札幌にいましたが、NHKの全国ニュースで台風のため目黒川が氾濫し、中目黒駅周辺がてんやわんやの騒ぎになったとの報に接して、驚いたことを記憶しています。その後、この水害を無くすために今の舟入場公園の下に貯水池が設置されたとともに護岸工事が行われました。その際に15年位成長した苗木が再植樹されました。これが三代目です。ここに至るまでには町会等の地元住民の熱心な運動が大きく働いたと聞いております。

中目黒は、ここ10年ほどで景観も大きく変化しています。まず、2002年に中目黒駅周辺の再開発

の第一弾として、中目黒GT(ゲートタウン)が完成しました。6971㎡の敷地に、25階建てのオフィスタワー、89戸の住居棟、ホール・図書館、専門店・レストラン等が建つ本格的な再開発でした。

翌2003年には、元千代田生命本社建物に目黒区役所が目黒都税事務所と目黒保健所とともに移転して、目黒区総合庁舎として生まれ変わりました。

そして、2009年には駅前再開発の第二弾として、上目黒一丁目地区再開発が完成しました。6890㎡の敷地で、地上45階建、160m超の中目黒アトラスタワーは、いまや中目黒のランドマークとなっています。1階から5階までは飲食・医療施設・保育園等が入っており、その上は住宅541戸が入居しています。この他に「中目黒アリーナ」と呼ばれる商業施設等があり、全体として「ナカメアルカス」と称されています。

このような変化の中、「おしゃれな町」、「芸能人が住む町」というイメージが高くなり、来訪者が増えきているわけですが、これを迎える地元のイベントで、夏の風物詩となっているのが、「中目黒夏まつり」です。8月の最初の土日それぞれに、「阿波踊り」と「よさこい踊り」が

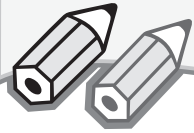
駅周辺で、繰り広げられます。このうちの阿波踊りに、目黒法人会は、第3支部が窓口となつて2004年から参加。多くの外国人方にも加わっていただき、昨年には女性部会からも大勢の参加を見、今や80名前後の大所帯となった「目黒法人会連」は異彩を放っています。皆様のご協力に改めて感謝申し上げる次第であります。

中目黒には、この他にも四季折々のイベントがあり、魅力あるグルメ・ファッションの店舗等が多数あるほか、お勧めの散歩コースもあります。もつと知りたい方には、今春発売となった『中目の黒本』がお勧めです(定価200円)。マスコミでも取り上げられており、中目黒駅周辺の本屋さん・めぐる観光まちづくり協会等で好評販売中です。



中目黒再開発の高層ビルと目黒区総合庁舎

目黒区役所 1 F 東京法務局目黒証明書センター 6月11日(月) OPEN !



取扱時間

午前9:00～午後4:30
平日（祝日を除く月～金曜日）

場所

目黒区上目黒二丁目19番15号
目黒区役所1F

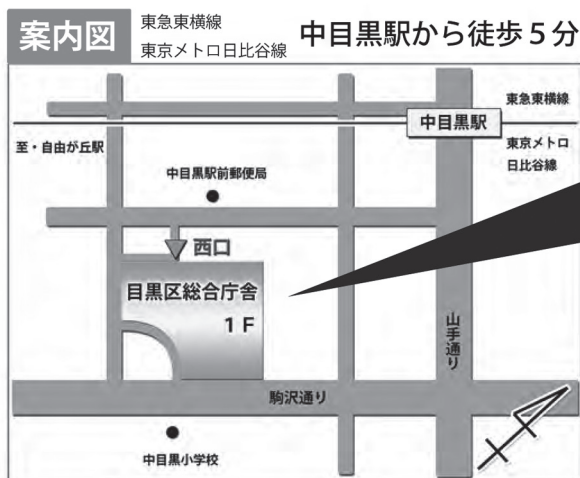
登記事項証明書（不動産・会社）

印鑑証明書（会社）が

タッチパネル型請求機で取得できます。

一般的な登記相談に応じます。

是非ご利用ください！



取得できる証明書

- **不動産登記事項証明書**（1通 700円）
（地番・家屋番号が特定できないと取得できませんので、権利書などでご確認の上お越し下さい。）
- **商業・法人登記事項証明書**（1通 700円）
- **会社・法人の印鑑証明書**（1通 500円）
（印鑑カード及び代表者の生年月日の入力が必要です。）

※手数料は収入印紙で納めていただきます（目黒区役所1Fの売店で購入できます）。

※地図（公図）、建物図面、地籍測量図に関する証明書、要約書、1通につき多枚数（21枚以上）となる証明書等、一部の証明書については取得することができませんのでご注意下さい。

お問い合わせ先：東京法務局民事行政調査官室 03-5213-1319

第 47 回 中目黒阿波踊り (目黒法人会連参加)	8月4日(土) 18時30分より 演技開始	中目黒駅周辺 (目黒銀座商店街他)	・踊り手・楽器演奏へのご参加または運営等のお 手伝いを募集しております。 ・阿波踊りの練習会を行っています。
やさしい経理税務セミナー シリーズ9回目 (誰でも参加自由)	8月8日(水) 15時～	目黒法人会館 2階会議室	決算の手続き(貸倒れに対しての処理、固定資産 の減価償却・売却等の場合の処理)の説明。 消費税について課税事業者、免税事業者、簡易課 税等の選択届出書の提出に際しての注意事項等 (一例として、免税事業者が簡易課税選択届出書 を提出している場合は、消費税の還付を受けるこ とが出来ない)
やさしい経理税務セミナー シリーズ10回目 (誰でも参加自由)	8月22日(水) 15時～	目黒法人会館 2階会議室	決算手続き(決算整理事項の処理、繰延・見越し に関する処理、精算表の作成)の説明。 消費税の取り扱いについて税込処理及び税抜処理 を選択した場合の注意事項、特殊な処理の場合 (課税売上割合95%基準、みなし仕入れ率75% ルール等)の説明
やさしい経理税務セミナー シリーズ11回目 (誰でも参加自由)	9月12日(水) 15時～	目黒法人会館 2階会議室	会社の諸税金についての規定(源泉所得税、印紙 税、消費税、固定資産税、事業所税等)について の説明
中小企業経営実践セミナー 「経理実務のための 3級簿記講座」 (定員50名)	9月12日～10月31日 の毎週水・金曜日 (延べ15回) 18時30分より2時間	中小企業センター 5階会議室 (区民センター内) (誰でも参加自由)	経理実務面のポイント等も交えて簿記3級を学習 します。 ・講師: 税理士 ・受講料: 9,000円 (テキスト代込み)
第36回目黒区民まつり (SUN・さんまつり)	9月16日(日) 10時～16時	目黒区民センター (目黒区目黒2-4-36)	税を身近なものに感じてもらう機会を提供すると ともに、税の大切さ、お金の大切さを理解する ことで、納税意識の高揚を図る目的で、税金クイ ズ、1億円レプリカ重さ体験コーナー、e-Tax P Rコーナー等実施
やさしい経理税務 シリーズ12回目 (誰でも参加自由)	9月26日(水) 15時～	目黒法人会館 2階会議室	財務諸表の見かた(貸借対照表、損益計算書)、 第三の決算書として注目されているキャッシュフ ロー計算書の作成の基礎と黒字倒産の防止等の説 明、会社役員所得等の取り扱いの注意点等
普通救命技術者 資格講習会	10月12日(金) 18時30分～	目黒消防署 4階	救急処置法を楽しく知るとともに、大事な人命を 救うために所定のカリキュラムを受講するとAED (自動体外式除細動器)の操作、心肺蘇生法など を含めた「普通救命技術者資格」が取得できま す。
第19回 めぐろ童謡コンサート	10月14日(日) 13時開演	めぐろパーシモン ホール 大ホール	橘田恵美子氏、ふどう幼稚園、目黒児童合唱クラ ブ、目黒区立第一中学校吹奏学部、都立目黒高校 PTAコーラス、目黒混声合唱団

※左記以外にも、各種講演会・セミナー・勉強会などを企画・開催しておりますのでお問合せください
 ※セミナー・講演会・イベント等の参加、経営、税務、労務等の相談などのお問合せ、お申込みは
 公益社団法人目黒法人会事務局宛お願いします。

FAX: 3712-8829 TEL: 3712-9588 Eメールアドレス: mg_info@tohoren.or.jp
 (他会会員の方、会員以外に一般の方のご参加をお待ちしています)

セミナー・講演会・イベント・相談会参加申込書(コピーしてお使いください)

参加行事名	開催月日	参加者ご芳名	ご役職名・その他

お申込会社名:

TEL

FAX

お申込会社住所:

E-mail:

公益社団法人 目黒法人会イベント情報

(どなたでも参加できます。お待ちしております。)

公益社団法人 目黒法人会では、各種セミナー・講演会・説明会を開催致しております。毎週水曜日は「研修の日」とし、下記以外にも随時開催しておりますので、公益社団法人 目黒法人会事務局（TEL：3712-9588）までお問合せください。

最新のイベント情報は、当会のホームページ（<http://www.tohoren.or.jp/meguro/>）をご覧ください。

行 事	日 時	会 場	内 容
人 事 労 務 相 談 室 (誰でも参加自由)	相談予約は 法人会事務局へ (TEL 3712-9588)	法人会館 もしくは申込会社	人事労務の諸問題を事業経営のなかでいかに解決するか等相談コーナー ・人事・労務・賃金全般 ・社会・労働保険全般（厚生年金、健康保険、労働保険など） ・経営・金融など相談全般
インターネットセミナー	ご不明の場合は 法人会事務局へ (TEL 3712-9588)	ご使用の パソコンから アクセス下さい	・目黒法人会のホームページから無料でセミナー がご覧いただけます (http://www.tohoren.or.jp/meguro/) ・会員以外の方もセミナーが無料で受講できます
新設法人説明会 (誰でも参加自由)	8月24日(金) 13時30分	目黒税務署	新設法人対象（会員不問）税知識、会社設立に伴う税務手続きを親切に解説します （ホームページの「新設法人企業経営者の皆様に」をご覧ください）
	10月22日(月) 13時30分	目黒税務署	
	12月6日(木) 13時30分	目黒税務署	
	2月14日(木) 13時30分	目黒法人会館	
	4月18日(木) 13時30分	目黒税務署	
決算法人説明会 (誰でも参加自由)	8月28日(火) 14時	目黒税務署	決算期を迎える法人対象（会員不問） 主に決算・申告の実務、法人税、消費税、印紙税、源泉所得税等を解説します。
	9月20日(木) 14時	目黒税務署	
	10月18日(木) 14時	目黒税務署	
	11月22日(木) 14時	目黒税務署	
	12月11日(火) 14時	目黒税務署	
	1月16日(水) 14時	SMBC 日興証券	
	2月19日(火) 14時	SMBC 日興証券	
やさしい経理税務セミナー シリーズ7回目 (誰でも参加自由)	7月11日(木) 15時～	目黒法人会館 2階会議室	決算の手続き（決算整理、精算表の作成有価証券の評価替え等）について。 法人税法に基づく決算に際しての社会保険料や給与等の未払費用の処理、保有債権の評価及び貸倒処理、その他各種評価損の計上、保険等の取扱い等の理解
	7月25日(木) 15時～	目黒法人会館 2階会議室	決算の手続き（一時の損金処理、資産計上の場合、売上総利益・売上原価）について。税務申告に際しての注意事項（申告税額の過不足が生じた場合の修正申告、再生の請求等）、税務調査に対しての心構え等（備え付けの書類等）の理解
第49回目黒区商工まつり 経済講演会 江戸に学ぶ 都市経済と文化の発展	7月27日(金) 18時～19時30分 講師：徳川恒孝氏 (公益財団法人 徳川記念財団 理事長)	目黒区民センター ホール (目黒区目黒2-4-36)	江戸は18世紀初頭に世界随一の100万都市として発展。その背景には何があったのか。都市経済や文化の側面、リサイクル先進都市であった江戸から学び、そして将来へと受け継いでいくべき環境配慮型の社会やビジネスの大切さをお伺いします。
第49回 目黒区商工まつり 租税教室 (税金クイズ等)	7月28日(土)～29日(日) 10時～17時	目黒区民センター (目黒区目黒2-4-36)	税を身近なものに感じてもらう機会を提供するとともに、税の大切さ、お金の大切さを理解することおよび、納税意識の高揚を図る目的で、税金クイズ、1億円レプリカ重さ体験コーナー、e-Tax PRコーナー等実施

第47回「中目黒阿波踊り」 目黒法人会連参加者募集



目黒法人会第3支部では「目黒法人会連」連として8年前から「阿波踊り」に参加し、昨年は80余名の参加をみました。今年も多くの方々に参加していただき、また楽しんでいただければと参加者を募集しております。

<中目黒阿波踊り>

日時：平成24年8月4日（土）

午後6時30分より演技開始

場所：東横線中目黒駅周辺（目黒銀座商店街他）

募集人員：80名

（踊り手と楽器演奏：太鼓・笛・三味線）

練習日・練習会場予定（自由参加）

目黒信用金庫本部4階集会室

7月18日（水）、25日（水）

上目黒三丁目町会会館

7月23日（月）、30日（月）、8月未定

時間：午後6時～8時

踊り手・楽器演奏へのご参加または運営等のお手伝いをご希望の方は、下記までご連絡下さい。

連絡先：公益社団法人目黒法人会事務局

TEL:3712-9588 FAX:3712-8829

Email: mg_fujie@tohoren.or.jp

※目黒銀座通り小幡歯科前に目黒法人会特別見学席を設けておりますので、お気軽にお立ち寄り下さい。

目黒リバーサイドフェスティバル経済講演会

日時：平成24年7月27日（金）

午後6時00分開演

開場：目黒区民センターホール

講師：徳川家第18代当主 徳川恒孝氏

テーマ：江戸に学ぶ都市経済と文化の発展

中小企業経営実践セミナー

経理実務のための「3級簿記講座」

もともと簿記というのは「帳簿記入」の略語。つまり簿記を学習することにより、まず帳簿が書けるようになります。そしてもっとも大事なことは、この帳簿を読めるようになることです。現在ではコンピュータで処理することが多くなっていますので、特に知識を持つことが重要になります。導入し易い3級講座から始めて簿記全体を学習していきましょう。

日時：平成24年9月12日～10月31日の

毎週・水・金曜日（延べ15日間）

午後6時30分～午後8時30分

会場：中小企業センター5階会議室

（区民センター内）

内容：経理実務面のポイント等も交えて簿記3級を学習する

講師：未定

対象：区内在住または在勤者

定員：50人（申し込み順）

費用：受講料9,000円（テキスト代込み）

お問合せ・お申し込みは

公益社団法人目黒法人会事務局へ

お問合せ・申込は公益社団法人目黒法人会事務局へ

Tel:3712-9588 Fax:3712-8829 E-mail: mg_fujie@tohoren.or.jp

編集後記

今年もあつという間に半分が過ぎ、1年経つのが年々早くなるように感じる。変化が少ないと振り返ったときにその時間は短く感じ、変化が多いとその時間は長く感じるという説もあるとのこと。子供たちのように新しい発見に目を輝かしていると長く感じるものだろうか。世の中は常に変化しその速度は増している。既存にとらわれずチャレンジしてみたい。

（S・O）

「県民性」

編集子

振り込め詐欺被害が多いのは東京。振り込め詐欺には架空請求や還付金詐欺などいくつかの種類があるが、東京はオレオレ詐欺の被害率が高くて高い。経済的余裕があるので「子供のためならば」と金を振り込んでしまうのがいたばんの理由だが、東京の希薄な

人間関係も原因の一つとされている。逆に、最下位となった鹿児島県民がだまされないのは金銭感覚がシビアなうえに、近隣の付き合いが密なため相談する人が多く、意外にクールでパニックにならないからだ。東京都民はクールに見えるが意外に人情型で、すぐに人を信用する傾向がある。しかも体裁を重んじるので「ケチと思われたくない」「メンツを保ちたい」、そんな思いが頭の中を駆けめぐり、ATMに直行してしまうのだ。

F・A



公益社団法人
目黒法人会会員



公益社団法人
目黒法人会会員

切り取って、決算シールとしてお貼りください。

文化財「百段階段」のイベント

文化財ガイドツアー付 ※入場者対象・参加無料

祝 目黒区制施行80周年

文化財 百段階段で観る

目黒と雅叙園の魅力展

本展では懐かしい新聞記事や写真、目黒雅叙園に残る資料にふれながら、「美術」「建築」「婚礼」「食」などのテーマごとに昭和期の歴史を振り返ります。

2012年6月1日金 ▶ 8月19日日

〔会場〕東京都指定有形文化財「百段階段」

〔時間〕10:00～18:00(最終入館 17:30)

〔入場料〕当日 ¥800(前売 ¥600) / 目黒区民・学生 ※要学生証呈示 ¥500

※中学生以下無料

販売窓口: 目黒雅叙園内・JTB・JTB総合提携店店頭・JR目黒駅

主催: 目黒雅叙園 / 後援: 目黒区・目黒区教育委員会・めぐろ観光まちづくり協会

協力: 東京急行電鉄株式会社・東日本旅客鉄道株式会社 目黒駅

〔パブリックスペースにて同時開催〕

東急電鉄

懐かしの目黒写真展

無料

婦人画報 × 美しいキモノ みやこ 京の美と技 KIMONO展 at 百段階段

2012年9月14日金 – 10月21日日

〔会場〕東京都指定有形文化財「百段階段」

〔時間〕10:00～18:00(最終入館 17:30)

〔入場料〕当日 ¥1,200 / 学生 ※要学生証呈示 ¥600

前売 ¥1,000(園内特別前売 ¥800 ※9月13日まで) 小学生以下無料

販売窓口: 目黒雅叙園内・JTB・JTB総合提携店店頭

主催: 目黒雅叙園 / 企画: 株式会社ハースト婦人画報社 / 後援: 京都府・京都市・めぐろ観光まちづくり協会

特別協力: 株式会社高島屋 / 協力: 株式会社千總・西陣織会館・財団法人西陣織物館・JR目黒駅

トークイベント開催

■9月24日(月)

染織研究家・木村孝さんによるトークショーと
「KIMONO展 at 百段階段」鑑賞会

■9月29日(土)

美と匠の祭典 特別編

五代 田畑喜八さんギャラリートーク&文化財見学

※事前予約・先着順



きもの: 千總 十五代夫人「露に扇面文様振袖」(昭和・前掲展示)

世界に誇る歴史と伝統、
そして技術を持つ”京都”の美

目黒雅叙園

お問合せ

〔販売部〕(10:00～18:00)

TEL.03-5434-3140

〒153-0064 東京都目黒区下目黒1-8-1

TEL.03-3491-4111 (代表)

<http://www.megurogajoen.co.jp>

目黒駅より徒歩3分

